[法第十五条の二の三、法第十五条の二の四]

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[管理型](令和3年4月度)

水質検査の実施状況と措置(月1回) [規十二条の七の二 八 ニ及びホ、規十二条の七の五 七 ニ及びホ]

	地下水		放流水
採取場所	B1(下流部)	B3(上流部)	公共用水域への出口
採取日	令和3年4月12日	令和3年4月12日	令和3年4月12日
検査結果が得られた日	令和3年4月23日	令和3年4月23日	令和3年4月23日
検査項目・検査結果	証明書 第A2100585号 のとおり		証明書 第A2100584-001号 のとおり
電気伝導率(mS/m)※2	33.6	39.1	−
塩化物イオン※2	−	−	−
水素イオン濃度(pH)	−	−	7.7(20℃)
生物化学的酸素要求量(BOD)(mg/L)※3	−	−	4.2
化学的酸素要求量(CODMn)(mg/L)※3	−	−	6.8
浮遊物質量(SS)(mg/L)	−	−	2
窒素含有量(mg/L)※4	−	−	3.3
異状の有無	有 ・ (無)	有 ・ (無)	有 ・ (無)
必要な措置を講じた年月日とその内容※1			

水質検査の実施状況と措置(年1回) [規十二条の七の二 八 ニ及びホ、規十二条の七の五 七 ニ及びホ]

	地下水		放流水
採取場所	B1(下流部)	B3(上流部)	公共用水域への出口
採取年月日			
検査結果が得られた日			
検査項目・検査結果			
異状の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
必要な措置を講じた年月日とその内容※1			

施設の点検(定期的) [規十二条の七の二 八ロ ハ、ヘ、ト及びチ、規十二条の七の五 七ロ、ハ、ヘ、ト及びチ]

	擁壁等	遮水工	調整池	排出水処理施設	その他
点検年月日					
異状の有無	有 ・ (無)	有 ・ (無)	有 ・ (無)	有 ・ (無)	有 ・ 無
必要な措置を講じた年月日とその内容※1					

※1 異状が認められた場合のみ記入すること。 ※2、3 いずれかを記載すること。 ※4 環境大臣が定める公共用水域に排出する場合に限る。

羽咋郡市建設資材協同組合

試　験　報　告　書

第　A2100585　号
2021　年　4　月　23　日

羽咋郡市建設資材協同組合　様

株式会社　エ　オ　ネ　ッ　ク　ス
〒920-0209　石川県金沢市東蚊爪町1-19-4
TEL　076-238-9685（直通）
試験責任者　宮本　直大

件　　名　羽咋郡市建設産業廃棄物処分場定期検査業務(令和3年度)

採 取 場 所　羽咋郡志賀町大島地内

試料の種類　地下水

試　料　名	採取年月日	採取時刻	天候	気温(℃)	水温(℃)	採　取　者
管理型最終処分場 地下水B-1	2021/4/12	10:20	晴	18.0	14.5	㈱ｴｵﾈｯｸｽ 今庄
管理型最終処分場 地下水B-3	2021/4/12	10:35	晴	16.8	14.0	㈱ｴｵﾈｯｸｽ 今庄

御依頼を受けました試料についての試験結果を次のとおり報告致します。

試　験　項　目	試　験　結　果			試　験　方　法
	管理型最終処分場 地下水B-1	管理型最終処分場 地下水B-3		
電気伝導率(EC)　(mS/m)	33.6	39.1		JIS K 0102 13
	以下余白	以下余白		

備考：

濃度計量証明書

第 A2100584-001 号
2021 年 4 月 23 日

羽咋郡市建設資材協同組合　様

株式会社 エオネックス
〒920-0209　石川県金沢市東蚊爪町1-19-4
TEL　076-238-9685（直通）
計量証明事業登録番号　石川県濃度第7号
環境計量士　宮本 直大

件　　名　羽咋郡市建設産業廃棄物処分場定期検査業務（令和3年度）
採 取 場 所　羽咋郡志賀町大島地内
試料の種類　排水

試料名	採取年月日	採取時刻	天候	気温（℃）	水温（℃）	採取者
管理型最終処分場 放流水	2021/4/12	10:10	晴	18.3	15.9	㈱ｴｵﾈｯｸｽ 今庄

御依頼を受けました試料について計量の結果を次のとおり証明致します。

計量の対象		計量の結果	計量の方法	定量下限値	基準値
水素イオン濃度（pH）		7.7（20℃）	JIS K 0102 12.1	—	5.8～8.6（海域外）
生物化学的酸素要求量（BOD）	(mg/L)	4.2	JIS K 0102 21及び32.3	0.5	60
化学的酸素要求量（CODMn）	(mg/L)	6.8	JIS K 0102 17	0.5	90
浮遊物質量（SS）	(mg/L)	2	昭和46年環境庁告示第59号付表9	1	60
窒素含有量	(mg/L)	3.3	JIS K 0102 45.2	0.05	120（日間平均60）
		以下余白			

備　考　基準値は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令別表第1」による。